

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

基本協定書（案）

（ＳＰＣを設立しない場合に適用）

令和７年９月

広島市

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
基本協定書（案）

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、広島市（以下「発注者」という。）と、[]（以下「代表企業」という。）を代表企業とする [] グループの各構成員（以下総称して「事業者」といい、個別に「構成員」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、事業者が落札候補者として決定されたことを確認し、発注者と事業者の間において、本事業に係る基本事項について定める基本契約、基本契約に基づく本事業に係る設計・施工業務の一括請負、維持管理・運營業務の委託及び下水汚泥再資源化物売買に関する各契約（以下総称して「事業契約」という。）並びに付帯事業契約を締結するに当たって、発注者及び事業者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語は次に規定する意味を有する。なお、本協定において定義されていない用語については、別段の定義がなされていない場合や文脈上別意に解すべき場合でない限りを除き、要求水準書及び入札説明書において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

- （1）「基本契約」とは、発注者と事業者の間で締結される本事業に関する基本事項について定める契約をいう。
- （2）「工事請負契約」とは、発注者と工事請負事業者の間で締結される本事業で整備する下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の設計・施工業務に関する契約をいう。
- （3）「維持管理・運營業務委託契約」とは、発注者と維持管理・運営事業者の間で締結される下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運營業務に関する契約をいう。
- （4）「下水汚泥再資源化物売買契約」とは、発注者と維持管理・運営事業者の間で締結される下水汚泥再資源化物の売買に関する契約をいう。
- （5）「付帯事業契約」とは、事業者の任意提案に基づき、発注者と構成員のうち付帯事業を担う企業の間で締結される民設民営かつ独立採算に関する契約をいう。
- （6）「構成員」とは、[] グループを構成する企業をいう。

（当事者の義務）

第3条 発注者及び事業者は、事業契約及び付帯事業契約（以下「事業契約等」という。）の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業者は、事業契約等の締結のための協議において、本事業の契約手続における発注者及び広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業総合評価競争入札審査委員会の要望事項及び指摘事項を尊重するものとする。

(事業契約等)

第4条 事業者は、発注者との間において、次の各号に定める各契約の全てを締結し、又は締結せしめる。

(1) 基本契約

事業者は、基本協定を締結した後、契約協議が整ったときは、速やかに発注者との間で基本契約を締結する。

(2) 工事請負契約

工事請負事業者は、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で工事請負契約を締結する。

(3) 維持管理・運營業務委託契約

維持管理・運營業務事業者は、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で維持管理・運營業務委託契約を締結する。

(4) 下水汚泥再資源化物売買契約

維持管理・運營業務事業者は、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で下水汚泥再資源化物売買契約を締結する。

(5) 付帯事業契約

構成員のうち付帯事業を担う企業は、事業者の提案に基づき、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で付帯事業契約を締結する。

2 発注者は、前条第2項の協議が整ったときは、速やかに落札候補者を落札者として決定するものとし、前項各号の締結日は、広島市契約規則（昭和39年規則第28号）の第26条に基づき発注者が落札者を決定した日から5日を経過する日（広島市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までとする。

3 第1項の定めにかかわらず、事業契約等を締結する間において、事業者のいずれかが次の各号所定のいずれか（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき、又は2025年（令和7年）9月19日に公表された「広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運營業業入札説明書」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料等に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか、若しくは満たさなくなったときは、発注者は、事業契約等を締結しないことができるものとする。

(1) 公正取引委員会が、本事業に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 本事業に係る入札に関して、事業者（事業者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) 本事業に係る入札に関して、事業者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(4) 本事業に係る入札に関して、事業者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

(デフォルト事由に該当した場合の違約金の支払)

第5条 事業者のいずれかがデフォルト事由に該当する場合において、事業者は、発注者の請求に基づき、本事業に係る入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じた額の10分の2（前条第3項第4号の場合にあつては、10分の1）に相当する額を、違約金として発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。ただし、前条第3項第1号乃至第4号の場合は、本事業の入札手続に関する場合に限る。

2 前項の違約金は、損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務とする。

(準備行為)

第6条 事業契約等に関し、事業契約等の締結前であっても、事業者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で事業者に対して協力するものとする。

2 事業者は、事業契約等の締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を事業契約等の当事者である構成員に承継させるものとする。

(事業契約等の不調)

第7条 事由の如何を問わず、事業契約等の全部又は一部が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に発注者及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、次項に定めるものを除くほか、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 発注者は、事業者が事業契約等の全部又は一部を締結することができなかつたとき及び正当な理由なく締結をしなかつたときは、次の措置を講ずるものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除く。

(1) 発注者における競争入札参加資格を3年間取り消すこと。

(2) 事業者は、発注者の請求に基づき、本事業に係る入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じた額の100分の5に相当する額を、入札違約金として発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、始期を本協定が締結された日とし、終期を事業契約等の全部が締結された日として、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約等の全部が締結に至らなかつた場合には、いずれかの事業契約等の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第9条及び第12条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第9条 発注者及び事業者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事

前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び事業者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザリー業務に関与した者に開示する場合
- (5) 発注者が下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運營業務を維持管理・運營業者以外の第三者に委託する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 事業者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

(後継企業の確保)

第10条 発注者は、本協定締結後、各契約の締結前に、構成員の一方が倒産等の事由により事業契約等の締結が困難であると発注者が合理的に認めた場合には、他の構成員に対して、その後継企業の選定を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、他の構成員は、発注者が合理的に満足する後継企業を最大限の努力をもって選定しなければならない。発注者が後続企業を承諾した場合（ただし発注者は承諾の義務を負わない。）は、当該後継企業をして本事業に係る契約上の地位を承継させるよう最大限の努力をするものとする。

(協定内容の変更)

第11条 本協定に規定する各条項は、発注者及び事業者の書面による同意なく変更することはできない。

(管轄裁判所)

第 1 2 条 発注者及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、広島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第 1 3 条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

_____年____月____日

(発注者)

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實

印

(代表企業)

(構成員)

(構成員)

(構成員)

(構成員)